

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時
令和2年3月24日（火曜日）
午後1時49分開会、午後2時27分散会
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、
小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、千葉担当書記、前田併任書記、駒木併任書記、尾形併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 保健福祉部
野原保健福祉部長、高橋副部長兼保健福祉企画室長、今野副部長兼医療政策室長、
山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長、阿部保健福祉企画室企画課長、
佐々木健康国保課総括課長、菊池地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、
門脇子ども子育て支援課総括課長、福土医療政策室医務課長、
稲葉医療政策室地域医療推進課長
 - (2) 医療局
熊谷医療局長、三田地医療局次長、小原医療局次長、吉田経営管理課総括課長、
鎌田業務支援課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 保健福祉部関係審査
(議案)
ア 議案第88号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第7号）
第1条第2項第1表中
歳出 第3款 民生費
第4款 衛生費
第2条

イ 議案第89号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

第1条第2項第1表中

歳出 第4款 衛生費

(2) 医療局関係審査

(議案)

議案第90号 令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○神崎浩之委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第88号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費、第2条繰越明許費並びに議案第89号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第4款衛生費、以上2件の予算議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案2件について説明申し上げます。

まず、議案第88号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第7号）についてであります。議案（その7）の3ページをお開き願います。一般会計補正予算（第7号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費の1項社会福祉費及び3項児童福祉費、合わせて3億6,645万2,000円の増額、4款衛生費、1項公衆衛生費の219万5,000円の増額で、総額3億6,864万7,000円の増額補正であり、全て新型コロナウイルス感染症への対応に必要な措置を講じる内容となっております。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,394億1,295万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書（令和元年度）の5ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

歳出でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄、生活福祉資金貸付事業推進費補助は、国の緊急対応策に対応し、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に伴い、岩手県社会福祉協議会が行います休業等により一時的に収入が減少した世帯への資金の貸し付けに要する経費に対し補助しようとするものであります。

2目障がい者福祉費の障害者支援施設等衛生用品緊急調達事業費、次の3目老人福祉費の介護施設等衛生用品緊急調達事業費、6ページに参りまして、3項児童福祉費、1

目児童福祉総務費の保育対策総合支援事業費と児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費は、それぞれ障害福祉サービス事業所、高齢者介護施設、認可外保育施設及び児童養護施設や婦人保護施設などにおけるマスク、消毒薬等の確保に向け、国の緊急対応策により必要なときに購入できるよう、あらかじめ予算を措置しようとするものであります。

2目児童措置費の放課後等デイサービス支援事業費補助は、新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大を防止するために行った特別支援学校等の一斉臨時休校により、放課後等デイサービス事業所が午前からの開所や新規の利用者の受け入れ等に対応した場合に生じる費用について、国の緊急対策により支援しようとするものであります。

7ページに参りまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、3目予防費の感染症予防費は、新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大に備えて、医療提供体制を維持するため、国から供給される衛生用品を購入するための経費を措置しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明申し上げます。議案（その7）にお戻りいただきまして、4ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の3款民生費、3項児童福祉費4,344万1,000円は、放課後等デイサービス支援事業費補助におきまして、放課後等デイサービス事業所が午前からの開所や新規の利用者の受け入れ等に要した費用の確定に時間を要することから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

以上が保健福祉部関係の令和元年度補正予算（第7号）の内容であります。

次に、議案第89号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第1号）についてであります。議案（その8）の3ページをお開き願います。一般会計補正予算（第1号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、4款衛生費の1項公衆衛生費1億578万2,000円の増額補正であり、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な措置を講じる内容となっております。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,354億9,061万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書（令和2年度）の7ページをお開き願います。歳出の4款衛生費、1項公衆衛生費、3目予防費の右側説明欄、感染症予防費は、新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大に備えて、医療提供体制を維持するために必要なマスク等の衛生用品を購入するとともに、感染症指定医療機関等が行政検査として実施するPCR検査について公費負担しようとするものであります。

次の結核・感染症サーベイランス事業費は、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査体制を強化するため、岩手県環境保健研究センターにおいて新型コロナウイルス感染症検査に係る関係機材を購入しようとするものであります。

次の新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助は、新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大に備えて、医療提供体制を強化するため、入院医療機関の簡易陰圧装置と人工呼吸器及び感染症外来協力医療機関の個人防護具等の整備に係る経費に対し補助しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の令和2年度補正予算（第1号）の内容であります。

以上、補正予算2件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**名須川晋委員** それでは、結核・感染症サーベイランス事業費の、岩手県環境保健研究センターでの新型コロナウイルス感染症検査に係る関係機材等整備についてもう少し詳しく教えてもらえますか。

○**今野副部長兼医療政策室長** PCR検査の体制につきましては、今週から岩手県環境保健研究センターにPCR検査機器1台を増設いたしまして、本日から稼働可能となっております。今回この補正予算により措置しようとする内容につきましては、PCR検査の精度の管理、維持を図る観点から、PCR検査を実施するに当たっての周辺機器の整備を行おうという内容でございます。

○**名須川晋委員** そうしますと、PCR検査機器を2台を増設することで、1日の検査件数を20から40に倍にすることと、その精度を上げることでの機器購入ということによろしいのでしょうか。例えば90%が99%の精度になるという考え方でよろしいのですか。

○**今野副部長兼医療政策室長** PCR検査機器の増設自体については、今年度の現行の予算を活用して導入することとしておりましたが、今回の補正予算により措置する内容につきましては委員おっしゃったとおり、PCR検査に当たり、いろいろな検体の前処理ですとか、そういったものに要する機器について、現行の機器が老朽化している状況もございまして、このままでは精度の維持が図れないこともあったものですから、今回改めて機器を更新、導入するという内容でございます。

○**千田美津子委員** 一つは、新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助に関連してお伺いをいたします。これまで感染症病床は38床あったわけですが、今回の陰圧装置と人工呼吸器等の整備で100床まで広げるといことのようなのですが、今までに指定している医療機関のベッドをふやすということか、それとも医療機関までふやすのか、その見込みについてお聞きしたいと思います。

○**今野副部長兼医療政策室長** 本県において現在感染者は確認されていないわけですが、仮に確認された場合につきましては、今の県内38床の感染症病床にまずは収容するという内容でございます。今後仮に感染者が拡大していく場合に備えて、38床ではおさまらせないといったことも想定いたしまして、感染症指定医療機関の感染症病床以外の病床や、それ以外の医療機関の一般病床での収容も含めて、陰圧装置——病原体が部屋の外に出ないような装置の配置が必要になりますので、今回この陰圧装置を導入して、感染症病床以外の病床でも収容が可能な体制を整えたいということでございます。

○**千田美津子委員** まだ発症していませんが、いざというときのための予算を確保し、体制を整えるというのはわかりました。ただ、陰圧装置とか人工呼吸器はそんなに簡単

に納入してもらえる状況なのかお聞きします。

○**今野副部長兼医療政策室長** 日本のみならず、世界的にこういった状況でございますので、非常に逼迫している状況は承知しておりますが、導入可能な状態になりましたら一刻も早く導入するために、まずは予算措置が必要と考えているものでございます。

○**千田美津子委員** 私も地元の奥州市総合水沢病院に行ったときに、陰圧装置がないので対応できないという話を聞いていましたが、指定されたところは予算で対応されるということですね。今後ふえていく分についてはこれからだとしても、現状で指定されているところは今入院できる状況にあるということを確認させてください。

○**今野副部長兼医療政策室長** 感染症指定医療機関につきましては、必要な設備が配置されていると認識しているところです。

○**千田美津子委員** 岩手県では相談が1,400件で、今全国で保健所等への相談の対応に非常に苦慮されているということではいっぱい悲鳴が上がってきているわけですが、その背景には保健所の体制が弱体化されてきているというのが一つ大きな原因になっています。たまたま岩手県はまだ発症していないからいいのかもしれませんが、保健所長は本来は医師になっているわけですが、岩手県では全部の保健所にドクターが配置されているのか、相談体制の人員体制はどのようになっているのか、その2点についてお聞きします。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 県内の保健所におけるドクターの配置ですが、委員御指摘のとおり基本的にはドクターが保健所長をされるということでございますけれども、盛岡市も含めて10保健所中、釜石市と大船渡市については兼務発令をさせていただいて、1人の医師が二つの保健所を見ている状況になっています。

次に、保健所の相談体制ですが、現在のところ既存の保健所の体制の中で努力していただいているところであります。もう回らないといったお話は、今のところ受けていない状況ですが、必要に応じてその保健所の中でいろいろ体制を組みながらやっていくものと認識しておりまして、必要があれば我々も必要な支援体制を、保健所だけに限らず、保健福祉環境部全体や、合同庁舎の中での体制なども含めて検討してまいりたいと考えております。

○**千田美津子委員** 併任されていることについて全国的には聞いておりますが、今回の感染症の流行を見てもきちんと配置をすべきではないかと考えるわけですが、これはずっとこの間、併任で来たのか、それともここ数年間の間にそうなったのか、あと今後の見通しについてもお聞きしたいと思います。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 保健所におけるドクターの関係ですが、実は昨年度は2カ所兼務発令という形だったのが、委員から御指摘もありましたが、私どもも確保に努めまして、今年度は1カ所にとどまったというような状況です。残念ながら医師確保、臨床の関係の医師も大変な状況の中で、行政医師の関係は苦慮している状況ですが、そういった中でも本年度は1名確保できた状況です。

来年度につきましては、今のところ、残念ながら2カ所が兼務といったような形になるかと考えておりますが、若手の行政医師を目指す方や、昨年度まで医療局で医師をされて、今留学されている方がいらっしゃいまして、その方を今年度から採用させていただき、一定程度の行政医師の確保を進めている状況です。

○千田美津子委員 県内の医師が大変な中で、行政医師までというのは大変なことかもしれないと思いますが、今回の件を教訓にして、きちんと対応し配置をしていくことが重要ではないかと思えます。岩手県はそうでなくても県土が広く、管轄が2カ所でも大変なので、ぜひ確保をお願いしたいと思えます。

○小林正信委員 今回、障がい者施設や介護施設にマスク、消毒薬を配るということですが、けさの新聞報道で、たんの吸引を必要とする医療的ケア児の方や、たんの吸引が必要な障がいを持っていらっしゃる方が、アルコール消毒液が自分のところになく、ドラッグストアなどで買えない状況に陥っているという報道がございました。県内のそのような状況を把握されているのかということと、医療的ケア児195名について、県では把握されていると思うのですけれども、そういった方にアルコール消毒液を優先的に配分するような手だてを考えているのかお伺いします。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 今委員から御指摘がありました医療的ケア児に関してですが、医療的ケア児の場合にはそもそも基礎疾患を有しているものですから、さまざまな合併症により感染しやすいこととありますとか、感染しますと重篤化しやすい傾向にあることから、手厚い支援が必要だと認識しております。

それで、手指消毒用のエタノールの関係なのですが、数は限られているのですけれども、国のほうから現物が70個弱ぐらいですけれども、届いておりまして、それを関係団体を通じて、早急に必要としている方々に優先的に配付することで今準備を進めているところでありますし、この補正予算をお認めいただきましたならば、その予算をもって追加でエタノールを購入した上で、さらに医療的ケア児の御家庭に追加でお配りすることで進めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 表に出ない本当に今切迫した状況にあるような御家庭もあるので、いち早く取り組みをしていただきたいということと、あとは医療的ケア児以外にも障がいをお持ちの方もいらっしゃると思うので、そのような部分の把握もしっかり行っていただきたいことと、早急な手当ての要望をお願いして終わりたいと思えます。

○小野共委員 私も実は小林委員と同じ質問をしようと思っていました。けさの岩手日報に、その記事が出ておりました。195人ということで、今課長おっしゃるとおり、感染してしまうと重篤化するということで、今の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況についての社会的な不安定さに対して、すごく不安に思っているということでした。

私から1点お伺いしたいのは、きっちりその対応をしていただきたいと思うのと同時に、消毒薬やマスクなど、必要な衛生用品が手元にないことをすごく不安に思っていることや困っていることを、どのように吸い上げているのかをお伺いしたいと思えます。

基本的に一義的にそれは県ではなくて、かかりつけの医師、あるいは医療機関になるのか、そうなるとすれば県の保健福祉部の障がい保健福祉課の役割はどういうものなのかといったような、その辺もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 医療的ケア児がいらっしゃる御家庭で、消毒液であったり、マスクであったりでお困りの際に、どこにどのようにSOSを発信したらいいのかにつきましては、決まったルールは当然ございませんので、もしかかりつけのお医者さんがいれば、かかりつけのお医者さんに相談していただくのも結構でしょうし、あるいは最寄りの障がい者の方々の方々の全般的な相談に応じる相談事業所などに相談していただいても結構かと思うのですけれども、私どもとしましては通常の状態ですと声を伺うことはなかなかできないものですから、やはり情報を入手する手段といたしますと、先ほども申し上げたのですけれども、関係団体を通じてどういう状況か、そのお困りの状況を確認させていただいたり、マスクや消毒液は大丈夫ですか、どれぐらい必要ですかといったあたり、直ちに対応できるかどうかは別として、情報は把握しておく必要があるのではないかということで、団体を通じて情報は把握させていただいているところでございます。

○小野共委員 了解です。さまざまなチャンネルがあるということですので、そのチャンネルを使って情報収集して、積極的に対応いただきたいと思います。

もう1点、全く基本的なところをお伺いしたいのですが、今回議案第88号と第89号、令和元年度の補正と令和2年度の補正、どちらも新型コロナウイルス感染症への主な対応なのだろうと思いますが、同日に2本出てきました。これは、今年度の補正と新年度の補正は、議案としてどのように分けたのですか。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 議案第88号と議案第89号で、令和元年度の補正予算と令和2年度の補正予算で提案させていただいたわけですが、これは国の緊急対応策に対応した形で進めておりまして、国の緊急対応策が令和元年度の予算でやってくださいというのと、令和2年度に回してもいいですよといったものがございましたので、それらを踏まえて分けさせていただいた状況です。

○小野共委員 基本的に国の、元はどちらの予算を使っているかということに対応したということですね。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 委員のお話のとおりで、令和元年度の補正予算におきまして、今回繰越明許の関係も出させていただき、繰り越しができるものもありましたが、国から基本的に令和元年度で対応してほしいというものについては令和元年度の予算で進めているものでございます。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。

議案第90号令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原医療局次長** 令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その8）の5ページをお開き願います。議案第90号令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）ですが、これは新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制整備に伴う収入及び支出等の増についてそれぞれ補正しようとするものです。

まず、第2条の収益的収入及び支出、第3条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

6ページをお開き願いまして、第4条のたな卸資産購入限度額につきましては、材料費の補正に伴う所要の調整を行うものでございます。

それでは、予算に関する説明書（令和2年度）の10ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出についてでございます。支出のほうから申し上げますが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、2目材料費600万円余の増額は、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制整備に要する个人防护具に係る診療材料費及び簡易ベッドに係る医療消耗備品費を増額しようとするものでございます。

また、この財源として上の収入でございますが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、2目補助金600万円余の増額は、県の新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助金を活用するため補正を行うものでございます。

続いて、11ページに参りまして、資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

下の支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費、3目医療器械費1,400万円余の増額は、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制整備に要する簡易陰圧装置及びパーティションに係る医療器械購入費を増額するものです。

また、この財源として、上の収入ですが、第1款資本的収入、第3項補助金1,400万円余の増額は、収益的収入と同じく新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助金を補正するものでございます。

なお、12ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、ただいま説明をいたしました予算の補正に伴う変更でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**千葉伝委員** 病院で必要なものを整備していくことに使われる予算ですが、10ページの支出のところ、診療材料費及び医療消耗備品費に600万円余を使うということですが、その具体的な備品の品目を教えていただけますか。

○**吉田経営管理課総括課長** 医療消耗備品で購入いたしますのは、具体的には簡易ベッドでございます。今回の補正予算で13台購入する予定でございます。

○**千葉伝委員** もう一つ、診療材料費。

○**吉田経営管理課総括課長** 失礼いたしました。診療材料につきましては、個人防護具でございます。ガウンなどございますが、数量といたしましては1,500着を購入する予定でございます。

○**千葉伝委員** 簡易ベッドだから、ずっと固定して置いているわけではなくて、必要なときに使うということで消耗備品費ということですね。13台という台数ですが、逆にその程度で大丈夫かというのがあります。

○**吉田経営管理課総括課長** 今回備品含め消耗備品を購入するに当たりまして、病院が希望する台数で数量を決めたところでございまして、簡易ベッド自体は既存のものがああります。手元に既存の台数の資料を持っておりませんので、後ほど御説明させていただきます。

○**神崎浩之委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。